

平成30年度 第10回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成31年1月10日（木）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 10名

農地利用最適化推進委員 9名

1番 藤 平 清 子 君
2番 浅 野 敬 司 君
3番 吉 田 和 嗣 君
4番 小見川 清 君
5番 柳 生 利 幸 君
6番 吉 田 修 夫 君
7番 小 泉 治 久 君
8番 横 張 清 彦 君
9番 青 山 和 泉 君
10番 山 崎 久 司 君

1番 渡 邊 通 君
2番 大 塚 康 夫 君
3番 長 沼 一 美 君
4番 齊 藤 正 義 君
5番 横 田 親 雄 君
6番 栗 山 繁 君
7番 野 口 裕 司 君

9番 中 山 進 君
10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 阿見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則の一部改正について

議案第6号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する要綱の一部改正について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、7番小泉治久委員・8番横張清彦委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日12月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が17aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にでございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為にでございます。

整理番号2番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が4aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にでございます。譲渡人の理由としては、離農する為にでございます。

整理番号3番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が21aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にでございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為にでございます。

整理番号4番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にでございます。譲渡人の理由としては、離農する為にでございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番吉田修夫委員、整理番号2番を5番柳生利幸委員、整理番号3番を3番吉田和嗣委員、整理番号4番を7番小泉治久委員お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、現在、管理休耕中の農地でありましたが、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われれます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、現在、利用可能な遊休農地でありました。境界については問題ないと思われれます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われれます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地の譲受人は、譲渡人の従兄弟であり、贈与契約により取得するものであります。現地は、現在、管理休耕中の農地であり、適性に管理されておりました。境界についても問題ないと思われれます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日12月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が124aの内0.02aです。転用理由は、営農型太陽光発電のためです。転用計画は太陽光発電設備です。工事期間は平成31年2月1日から平成31年6月30日までです。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を7番小泉治久委員お願いいたします。

7 番： 整理番号1番について報告します。
整理番号1番については、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、畑として耕作中の農地でありました。隣地境界についても問題ないと思われ、周辺農地について、影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9 番： 今回の申請者は、以前にも営農型太陽光発電を申請し、実施していますね。営農の収入は、どのようになっているのでしょうか。

事 務 局： 前設備について、営農（蕎麦）の収支、写真等の報告があり、県南農林事務所へ報告済です。今回の申請については、2月末に、収入計画が提出される予定です。

8 番： 隣地で耕作しています。現地は、以前、陸田で耕作していましたが、井戸がダメになり、離農も考えていたようですが、営農型太陽光発電へ移行したのではないかと思います。

議 長： 他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日12月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積10aです。転用理由は、太陽光発電の設置をするためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は平成31年1月31日から平成31年3月30日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号2番、申請日12月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積20aです。転用理由は、資材置場として利用するためです。転用計画は、資材置場です。工事期間は平成31年2月1日から平成31年2月28日までです。契約内容は使用貸借権（20年）です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番吉田修夫委員、整理番号2番を8番横張清彦委員お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地周囲は、太陽光発電設備が設置されていました。農地の広がりもないことや、隣地境界についても問題ないと思われます。周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。隣地境界についても確認がとれていることや、周辺農地の広がりは見受けられますが、周囲をフェンスで囲うことから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号2番3番が農地利用最適化推進委員4番齊藤正義委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が5a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、3年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。地目は畑、1筆、面積が22aの内20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が16a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が61a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

議長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
 （「質疑なし」との声あり）
 質疑なしと認めます。
 これより議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
 本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
 （全員挙手）
 賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
 （農地利用最適化推進委員４番齊藤正義委員 入室）

＜議案第５号 阿見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則の一部改正について＞

＜議案第６号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する要綱の一部改正について＞

議長： 続いて、議案第５号 阿見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則の一部改正について
 議案第６号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する要綱の一部改正についてを、関連しますので、併せて議題と致します。
 事務局： 議案第５号 阿見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則の一部改正について
 活動実績について
 案件により、地域差があるため、なるべく均等に近づくように、下表のとおり改正致します。（公布の日から施工し、平成３０年４月１日から適用）

区分	該当する者	係数
１	農業委員及び推進委員について、その活動日数が多い者から順次その順位を付した場合における上位５位までの者。ただし、上位５位までに活動日数が同一の者が複数いる場合であって、そのことにより上位５位までの者の数が５人を超えるときは、当該活動日数が同一の者の順位より上位の者とする。	1.2
２	１の区分又は３の区分のいずれにも該当しない者	1.0
３	農業委員及び推進委員について、その活動日数が多い者から順次その順位を付した場合における下位５位までの者。ただし、下位５位までに活動日数が同一の者が複数いる場合であって、そのことにより下位５位までの者の数が５人を超えるときは、当該活動日数が同一の者の順位以下の順位の者とする。	次の数式により算定した係数 $1 - 0.2 \times (1 \text{ の区分に該当する者の数} \div (3 \text{ の区分に該当する者の数}))$

続いて、議案第６号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する要綱の一部改正について

改選が近づいてきました。その際、提出する、阿見町農地利用最適化推進委員候補者の推薦書（個人用）、推薦書（法人・団体用）、候補者一般公募応募書について、推薦する区域・応募する区域に、君原地区がもれていましたので、追加いたします。

議長：説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

推委10番：委員について、年齢制限があると聞きましたが、どうなっていますか。

事務局：年齢制限はありませんが、現状、茨城県44市町村におきまして
茨城県農業委員平均年齢 65.0歳 阿見町59.3歳
茨城県推進委員平均年齢 64.2歳 阿見町69.7歳となっております。
参考として、阿見町で年齢制限を設けている委員
民生委員 75歳
保護士 75歳
人権擁護員 新任で68歳 75歳退任となっております。
改選・選任について、75歳を目安にすすめていきたいと思います。

議長：他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第5号 阿見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則の一部改正について
議案第6号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する要綱の一部改正について、採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

議長：これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局：報告事項
1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
4、農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。
平成31年1月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局：報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は2件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長：報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局：続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長：報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局：続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について案件は3件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

①活動報告

○12月11日（火）サンクラブ意見交換会

②今後の予定

○1月11日（金）商工会「新春の集い」

○1月11日（金）～12日（土）郡協 会長・局長会議〔つくば市〕

○1月24日（木）農業再生協議会

○1月25日（金）県農 会長研修会〔水戸市フェリベール〕

○1月29日（火）県南協 研修会〔石岡市中央公民館〕

○2月6日（水）いばらき農業委員会女性協議会現地研修会〔龍ヶ崎市〕

○2月14日（木）郡協 全委員研修会及び懇親会〔牛久市 甲子亭〕

③現地調査及び総会の予定

○2月現地調査 2月8日（金）当番農委 9番青山和泉委員

当番農委 1番藤平清子委員

○2月定例総会 2月12日（火）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時15分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印